

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程施行 平成22年 6月 1日

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程改定 平成27年 6月29日

公益財団法人 東電記念財団

公益財団法人東電記念財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東電記念財団（以下、「この法人」という。）定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び退職慰労金であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表の常勤役員報酬限度表に基づき、報酬を支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、別に定める「常勤役員の退職慰労金内規」により、退職慰労金を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬額は、理事長が理事会の承認を得て、限度額の範囲内で決定する。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする「給与規則」に準ずる。

(報酬の日割り計算)

第6条 月の途中で常勤役員に就任したとき、または月の途中で常勤役員を退任したとき、あるいは死亡したときの報酬は、日割り計算で行うものとする。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人東電記念財団の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成27年6月29日に改定、適用する。

<別表>常勤役員報酬限度表

区分	報酬限度(年額)
常務理事	16,000千円